

朝霞和光資源循環組合人事行政の運営等の状況（令和２年度）

朝霞和光資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和２年度の職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件等の状況を公表します。

なお、当組合は令和２年10月１日に設立したため、表記している金額は令和２年10月１日から令和３年３月31日までの６か月分になります。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

朝霞和光資源循環組合の職員は、朝霞市及び和光市の２市から派遣された職員８人で構成され、本組合で採用した職員はいません。

(2) 職位別任用状況

課長補佐相当職以上の任用状況（令和３年３月31日現在）

事務局長	次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
1 (0) 人	1 (0) 人	2 (0) 人	1 (0) 人	5 (0) 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものです。

(3) 部門別職員数の状況（令和３年４月１日現在）

	朝霞市から派遣	和光市から派遣	合計
事務局	—	1 (0) 人	1 (0) 人
総務課	2 (0) 人	1 (0) 人	3 (0) 人
施設課	2 (0) 人	2 (0) 人	4 (0) 人
合計	4 (0) 人	4 (0) 人	8 (0) 人

(注) () 内は、女性数を内書きしたものです。

2 職員の人事評価の状況

本組合では令和３年度から人事評価制度を本格導入するため、令和２年度においては人事評価を実施していません。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和２年度一般会計決算）

（単位：人、千円）

住民基本台帳人口 (R3.4.1)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)
227,169	54,143	40,830	75.4%

(注)1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 住民基本台帳人口は、組合市（朝霞市及び和光市）の合計です。

(2) 職員給与費の状況（令和2年度一般会計決算）

給 与		共済費	合 計
給 料	職員手当		
18,018,600円	15,119,770円	6,312,321円	39,450,691円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（令和3年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額
46歳0か月	375,388円

(4) 級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比
8級	事務局長の職務	1人	12.5%
7級	事務局次長の職務	1人	12.5%
6級	課長級の職務	2人	25.0%
5級	課長補佐級の職務	1人	12.5%
4級	係長級の職務	1人	12.5%
3級	主任の職務	2人	25.0%
2級	主事の職務	0人	0.0%
1級	主事補の職務	0人	0.0%

(5) 職員手当の状況

ア 期末勤勉手当

令和2年度支給割合			
区分	期末手当	勤勉手当	国の制度との比較
6月期	—	—	—
12月期	1.250月	0.950月	同
計	—	—	—
職務上の段階、職務の級等による加算措置あり		同	

(注) 当組合の設立が令和2年10月1日のため、令和2年6月分の期末勤勉手当の記載はなし。

イ 地域手当

支給率	15%
支給対象職員数	8人
支給対象職員1人当たり平均支給年額	382,399円

ウ 超過勤務手当

対象人数	3人
職員1人当たり支給年額	70,400円

エ その他手当（令和3年4月1日現在）

区分	内容	手当額
扶養手当	配偶者	6,500円
	扶養親族（子）	10,000円
	扶養親族（父母等）	6,500円
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000円加算
住居手当	持家	2,000円
	借家	最高28,000円
通勤手当	交通機関利用者	実費支給
	交通用具利用者	通勤距離に応じて支給
	徒歩及び2km未満	支給なし

(6) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	報酬の月額	期末手当		
		6月期	12月期	計
管理者	24,000円	1.35月	1.45月	2.80月
副管理者	22,000円			
議会	議長	1.35月	1.45月	2.80月
	副議長			
	議員			

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分までの勤務となります。そのうち、正午から午後1時までの間は休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

ア 年次有給休暇

職員の心身の疲労回復、能力啓発等を図るために与えられる有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年からの繰越分を含めると最高40日間となります。

イ 病気休暇

勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

ウ 特別休暇

特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です（種類及び日数は下表のとおり）。

エ 介護休暇

配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

オ 組合休暇

職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(特別休暇の種類及び日数)

休暇の種類	付与日数・期間等																								
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間																								
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間																								
出産の場合	出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前から産後8週間を経過するまでの期間																								
妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法に規定する健康診査を受ける場合	妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認められる時間																								
妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間																								
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間																								
生理日に勤務することが著しく困難な場合	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																								
忌引の場合	次に定める期間 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系尊属（父母）</td> <td>血族7日</td> <td>姻族3日</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系卑属（子）</td> <td>同 5日</td> <td>同 1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系尊属(祖父母)</td> <td>同 3日</td> <td>同 1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系卑属(孫)</td> <td>同 1日</td> <td>同 なし</td> </tr> <tr> <td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td>同 3日</td> <td>同 1日</td> </tr> <tr> <td>3親等の傍系尊属(伯叔父母)</td> <td>同 1日</td> <td>同 1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※職員と生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。</p>	死亡した者	日数		配偶者	10日		1親等の直系尊属（父母）	血族7日	姻族3日	1親等の直系卑属（子）	同 5日	同 1日	2親等の直系尊属(祖父母)	同 3日	同 1日	2親等の直系卑属(孫)	同 1日	同 なし	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	同 3日	同 1日	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	同 1日	同 1日
死亡した者	日数																								
配偶者	10日																								
1親等の直系尊属（父母）	血族7日	姻族3日																							
1親等の直系卑属（子）	同 5日	同 1日																							
2親等の直系尊属(祖父母)	同 3日	同 1日																							
2親等の直系卑属(孫)	同 1日	同 なし																							
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	同 3日	同 1日																							
3親等の傍系尊属(伯叔父母)	同 1日	同 1日																							

配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ1日
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認める期間
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合	7日（週休日及び休日を含む。）の範囲内においてその都度必要と認められる期間
結婚の場合	7日（週休日及び休日を除く。）の範囲内において必要と認められる期間
職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において7日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
要介護者の介護を行う職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	1の年の6月から9月の期間内における原則として連続する5日
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
骨髄移植のための骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のための抹消血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは抹消血幹細胞移植のため抹消血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲	1の年において5日の範囲内で必要と認め

げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	られる期間
---	-------

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和2年度）

総合付与日数A	総取得日数B	職員数C	平均取得日数B/C	取得率B/A
160日	87.6日	8人	11.0日	0.548

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

3歳に満たない子を養育する職員は育児休業を取得できます。

	実績		
			うち新規
令和2年度	取得者数	0人	0人
	うち女性	0人	0人
	うち男性	0人	0人

(2) 育児部分休業

小学校の始期に達するまでの子を持つ職員は1日を通じ2時間を超えない範囲で部分休業を取得できます。

	実績		
			うち新規
令和2年度	取得者数	0人	0人
	うち女性	0人	0人
	うち男性	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は、降任、免職、休職、降給の4種類です。

	処分の種類				合計
	降給	降任	休職	免職	
令和2年度	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は、戒告、減給、停職、免職の4種類です。

	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
令和2年度	0人	0人	0人	0人	0人

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条において、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）、信用失墜行為の禁止（第33条）、秘密を守る義務（第34条）、職務に専念する義務（第35条）、政治的行為の制限（第36条）、争議行為等の禁止（第37条）、営利企業の従事等制限（第38条）など、サービス上の強い制約を課しています。

8 職員の研修の状況

研修の受講を予定していましたが、新型コロナの影響で実施されませんでした。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員は、各派遣元の互助会組織の会員となっています。また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と組合において分担拠出する財源により、医療関係等の短期給付事業、年金関係等の長期給付事業、人間ドック利用助成等の福祉事業を行っています。

(2) 公務災害等の状況

公務中や通勤中の災害によって、職員が負傷等をした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。なお、令和2年度に該当する例はありませんでした。

(3) 健康診断の状況

職員の健康管理のため、人間ドックの健康診断を受診しています。

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適切な措置がとられるべきことを要求することができます。なお、令和2年度の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。なお、令和2年度の不服申立てはありませんでした。